

雇用保険について

Q 現在 72 歳なのだが雇用保険は掛けてもらえるのか。



社労士

季節雇用の場合は年齢に関係なく 4 か月以上雇用の見込みの場合は雇用保険に入らなければならないことになっている。

Q 16 歳の息子が建設作業員として働いているが、雇用保険は掛けてもらえるのだろうか。



社労士

雇用保険については、掛けることができる。

年少者（18 歳未満）なので労働契約、賃金請求権、年齢証明書の備え付け、年少者同意書、労働時間・休日労働に関する規定、深夜労働の禁止、危険有害業務の禁止、坑内労働の禁止、その他就業制限の業務範囲があるので事業主と作業内容について確認すること。

Q 季節雇用で 3 か月の離職票があるが、12 月から 3 か月だけ雇用保険を掛けることはできるのか。



社労士

季節雇用で雇用保険を掛ける場合は、4 か月以上の雇用見込みがあり、季節に影響を受ける職種でなければ季節雇用として雇い入れすることはできない。北海道の場合は、雪のため冬の間は建設工事等ができないので季節雇用は認められている。11 月及び 12 月から雇用される場合は、期間を定めた期間雇用又は期間の定めのない通年雇用という「一般」という資格でなければ雇用保険を掛けることはできない。よって季節雇用で 12 月から 2 月又は 3 月までの雇用保険を掛けることはできない。

Q 現在 63 歳であるが、退職理由により受給できる所定給付日数が違うと聞いた。（20 年以上勤務している）



社労士

定年又は自己都合で離職した場合は、定年時の年齢に関係なく 150 日。倒産又は解雇等の理由の場合は、60 歳以上 65 歳未満は 240 日となっている。

Q 体調不良のため 7 月 31 日で退職する旨を記者に伝えたが、失業給付はどのようになるのか。



社労士

退職理由が体調不良という自己都合のため 3 か月の給付制限が入るが、事情により短縮される場合もある。また、失業給付の受給要件として「働く意思と能力」が前提となっているので、体調不良といってもどの程度なのか分からないが、働く能力がないと判断されることもある。※R7.4 より給付制限は基本 1 ヶ月となった。

Q 4 月 1 日より働き出したが被保険者証の資格取得をみたら 5 月 1 日になっていた。



社労士

季節雇用の場合は 4 ヶ月以上の雇用が認められるときに資格取得をしなければならないことになっており、会社としては 4 月は臨時扱いとし、5 月になってから 4 ヶ月以上の雇用が見込めると判断したので 5 月 1 日より資格取得をしたのかもしれないが、4 月下旬から 5 月にかけて継続性がある場合には、4 月に遡って資格取得をするよう指導されているので会社に確認をし、昇級に訂正があればしてもらう。離職票をもらう際に、1 ヶ月で受給資格がある、ないと影響が出る場合もある。